

平成28年度使用中学校教科用図書採択の方針について

平成27年2月
墨田区教育委員会

墨田区立中学校が平成28年度から30年度に使用する教科用図書の採択について下記のとおり取り扱う。

記

1 教科用図書の調査・研究及び検討

墨田区教育委員会が教科用図書を採択するにあたり、必要な調査・研究及び検討は、以下のように行う。

(1) 各学校における教科用図書の調査・研究

各学校は、教科用図書の見本本の内容等を教科指導にふさわしいかどうか調査し、調査結果に意見を付して平成27年6月10日（水）までに教科用図書採択検討委員会に報告する。

※ 調査期間は、原則として平成27年5月25日（月）から6月10日（水）までの間とする。

(2) 墨田区立中学校教科用図書調査委員会（以下「調査委員会」という）による調査・研究

墨田区立中学校教科用図書調査委員会は、各教科別に設置し独自の調査を実施する。各見本本の調査内容を平成27年6月10日（水）までに平成28年度教科用図書採択検討委員会に報告する。

※ 調査委員会は、6月10日（水）までの間に、5回以内の回数で開催する。

※ 調査委員会の委員構成

委員長（校長又は副校長）及び各教科の教員の代表〔各2～4名程度〕

（委員長は、原則として中学校教育研究会各教科部長等から選出する。）

(3) 墨田区立中学校教科用図書採択検討委員会（以下「検討委員会」という。）による検討委員会は、調査委員会及び各学校からの報告を受け、地域の実情や区民の意向なども参考に検討し、各教科の見本本についての検討結果を平成27年7月9日（木）までに墨田区教育委員会に報告する。

※ 検討期間は、7月3日（金）までの間に5回以内の回数で開催する。

※ 検討委員会委員構成（合計11名）

- ・中学校校長会代表1名
- ・中学校教育研究会代表（校長）1名
- ・調査委員会委員長代表1名
- ・調査委員会副委員長代表1名
- ・学識経験者2名
- ・保護者代表2名
- ・指導室長1名
- ・指導主事（統括指導主事）2名

（検討委員会の委員構成は、年度により異なる場合がある。）

(4) 調査委員会委員及び検討委員会委員の選出・依頼

調査委員会委員及び検討委員会委員は、平成27年4月30日（木）までに選出し、墨田区教育委員会が依頼する。

2 教科書の採択

墨田区教育委員会は、検討委員会からの報告を受け、総合的に判断したうえで、平成27年8月31日（月）までに教科書を採択する。

なお、採択にあたっては、検討状況などを検討委員会から聴取することができる。